

令和5年度埼玉県公立小・中学校等 臨時的任用教職員及び非常勤講師の 募集について



～豊かな自然と歴史・文化に育まれる～

西部教育事務所



子供たちの笑顔あふれる学校にするために、
人間性豊かで教育に対する情熱のある方を募集しています。

1 任用形態

令和5年度の公立小・中学校等における欠員補充や、病気休暇、育児休業等で勤務することができない教職員の代替としての臨時的任用教職員（常勤）及び非常勤講師（会計年度任用職員）

2 任用期間

任用形態により異なる

3 応募資格

- ①教員については教員普通免許状、学校栄養職員については栄養士免許または管理栄養士免許状を所有している者又は取得見込みの者（いずれも免許取得見込みの者を含む）
- ②地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者
- ③平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない者

4 応募方法

◎ホームページからの応募

埼玉県のホームページから電子申請による申込書の提出が必要です。

顔写真のデータ（使用可能形式：jpeg、jpg、gif）を事前に準備してください。

※やむを得ない事情により電子申請による申し込みができない場合のみ、次の書類を郵送又は持参により下記の提出先あてに提出してください。

○提出する書類

ア 「令和5年度埼玉県公立小・中学校臨時的任用教員等希望調書」1部

イ 「返信用封筒」1通（角型2号、140円切手を貼り、郵便番号、住所、氏名を記入）

○提出先：〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越

西部教育事務所 総務・人事・学事担当 宛



5 留意事項

- (1) 埼玉県では、臨時的任用教職員等の希望登録は、南部・西部・北部・東部の、いずれかの教育事務所1か所に限っています。
- (2) 臨時的任用教職員等は、必要が生じた場合に選考の上で採用します。
（応募しても必ず採用されるとは限りません）
- (3) 公立小・中学校事務職員及び学校栄養職員の臨時的任用の応募方法も上記と同様です。

6 臨時的任用希望者の登録時の面接について

希望調書を提出された方に、登録に際しての面接を実施します。面接の日程等は、ご提出いただいた「返信用封筒」にてお送りします。

7 西部教育事務所管内市町村立小・中・特別支援学校数（令和4年10月1日現在）

(1) 小・中学校

市町村名	小学校	中学校	合計	市町村名	小学校	中学校	合計
川越市	32	22	54	ふじみ野市	13	6	19
狭山市	15	8	23	三芳町	5	3	8
所沢市	32	15	47	東松山市	11	5	16
飯能市	12	7	19	滑川町	3	1	4
日高市	6	6	12	嵐山町	3	2	5
越生町	2	1	3	小川町	5	3	8
毛呂山町	4	2	6	ときがわ町	3	2	5
坂戸市	12	7	19	鳩山町	3	1	4
鶴ヶ島市	8	5	13	川島町	4	2	6
入間市	16	11	27	吉見町	6	1	7
富士見市	11	6	17	東秩父村	1	1	2
西部教育事務所管内					207	117	324

(2) 特別支援学校

川越市立特別支援学校（高）

富士見市立富士見特別支援学校（小・中・高）

8 西部教育事務所管内市町村図



9 西部教育事務所案内

〒350-1124 川越市新宿町1-17-17

ウェスタ川越 公共施設棟4階

電話：049-242-1805

交通：JR埼京線・川越線、東武東上線

川越駅西口下車 徒歩5分

全ては子供たちのために…
一緒にいい学校をつくりましょう！

